



不妊検査・治療の費用を助成します



岩美町では、不妊症の診断・検査・治療を受けられた方に費用を助成します。下記を確認していただき、該当される方は申請をしてください。

●助成内容

不妊症の診断・検査・治療に要した医療保険適用外の金額の半額を助成します。

上限：1年度につき10万円、通算5カ年度

*平成31年4月1日以降に実施したものが対象となります。



●助成制度の利用にあたって

対象者は下記の条件をすべて満たす方になります。

- 1) 申請時において、夫又は妻のいずれか一方又はその両方が、1年以上岩美町内に住所を有して居住している方
- 2) 公益社団法人日本産婦人科学会の会員である産婦人科専門医が所属する医療機関で、不妊症の診断を受け、その検査・治療を受けている方
- 3) 夫または妻が他の地方公共団体からこの助成金と同種の給付を受けていない方
- 4) 夫婦の前年の所得合計（1～5月までに申請される場合は、前々年度の所得金額）の合計が730万円未満の方
- 4) 助成金の交付申請日において、対象者及び世帯員に税等の滞納がない方

●持参していただくもの

- 1) 夫婦の住所が確認できるもの（住民票等）
- 2) 夫婦が婚姻していることが確認できるもの（戸籍抄本等）
- 3) 夫婦の所得を証明する書類（所得課税証明書等）
- 4) 検査・治療等を受けた医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収
- 5) 印鑑
- 6) 助成金の振り込み口座のわかるもの（預金通帳等）



※1)～3)については、岩美町で確認できる方は、不要です。

⇒申請先：役場住民生活課

●申請期限

検査が終了した日の属する年の年度末まで ただし、終了した日が2～3月の場合は、翌年の5月末まで申請が可能です。

お問い合わせ先：岩美町役場 住民生活課 子育て支援係
0857-73-1415